

実践編

本編は以下のような方を対象として構成しています。

- 推進計画の作成について勉強したい方
- 推進計画の作成に着手し始めた方
- 推進計画を作成中の方
- 推進計画の作成後の運用に困っている方

など

第1章 推進計画の作成手順(全体フロー)

実践編では、推進計画の作成段階から、推進計画作成後の運用段階における作業プロセスについて説明します。全体の作業プロセスは、以下のとおりであり、合わせて作業プロセスを解説している該当章・節を掲載していますので、実践編の目次としてご活用ください。

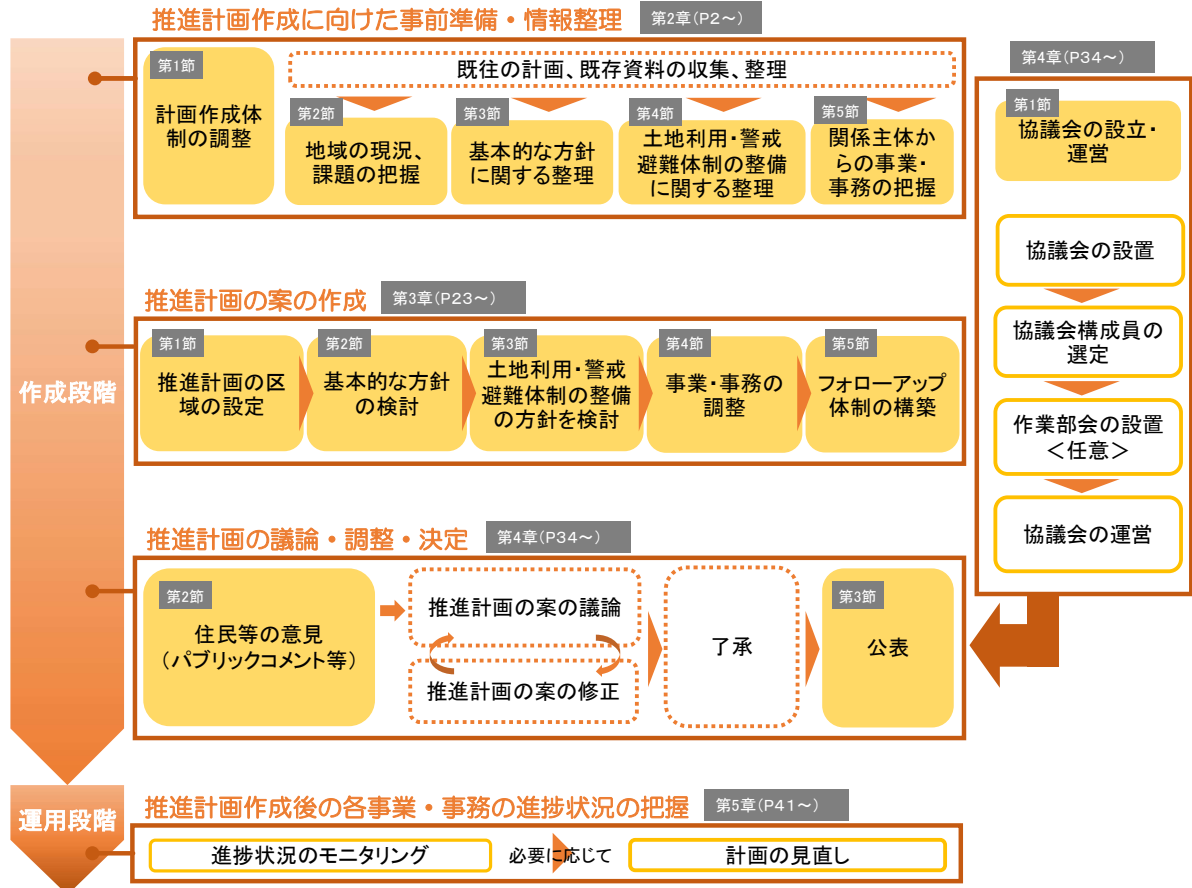


図 1 3 推進計画の作成・運用に関する作業プロセス

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2章 推進計画作成に向けた事前準備・情報整理

推進計画作成の事前準備として、計画作成体制の調整を踏まえ、推進計画に記載する事項について、既往の計画や資料等を活用しつつ、事前に情報整理を行います。

表 2 推進計画作成にあたり想定される情報整理事項（一覧）

整理の目的	整理事項
地域の抱える課題の検討	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">第2節関連</div> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の現況、課題の把握 ○ 地域の現状の把握 人口、交通ネットワーク、要配慮者施設の立地、土地利用、海岸の状況、過去の被災状況 など ○ 災害ハザードの把握 津波浸水想定区域、震度分布 など ○ 地域の災害リスクの把握 地震・津波による建物被害・人的被害、避難困難地域、津波リスクを有する防災拠点施設 など ○ 地域の課題の把握
基本的な方針の検討	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">第3節関連</div> <ul style="list-style-type: none"> ■ 基本的な方針に関する整理 <p>総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、防災都市づくり計画の基本方針 など</p>
土地の利用及び警戒避難体制の整備の検討	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">第4節関連</div> <ul style="list-style-type: none"> ■ 土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する整理 <p>都市計画マスタープラン、立地適正化計画等の土地利用の方針、地域防災計画や津波避難計画等の避難方針 など</p>
事業・事務の検討	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">第5節関連</div> <ul style="list-style-type: none"> ■ 関係主体からの事業・事務の把握

※ 推進計画をすでに作成した自治体が、計画作成時に参考していた資料については、参考資料編にまとめていますので、ご活用ください。

推進計画に活用できる資料・データ一覧：参考資料編 P18

第1節. 計画作成体制の調整

(1) 作成担当部署の設定

はじめに推進計画作成する担当部署を定める必要があります。推進計画は、防災的な観点とともに土地利用や地域活性化の観点も重要であるため、既作成自治体の事例では、危機管理部局および都市計画部局のいずれかが、担当部署となっていました。これらの設定された背景としては、他の防災関連計画作成したことから防災担当部局であったり、ハード整備を重視することから都市計画担当部局となっていました。

担当部署の設定のポイント

- ✓ 推進計画の前身となる、または、関連している計画作成を担当する部署
- ✓ 推進計画でメインとなる事業を担当する部署

(2) 人員の配置

推進計画の検討に当たり、担当者の人員に留意しましょう。既作成自治体の例では、2人体制が多かったですが、計画作成スケジュール、担当者の負担を考え柔軟な体制を構築することが望ましいです。

人員配置のポイント

- ✓ 担当者の負担を考えた柔軟な体制を構築

(3) 検討体制（法定協議会以外）の必要性の検討

法定協議会の設置と合わせて、別途計画内容の調整を行う体制の必要性を検討しましょう。既作成自治体の中には、計画作成に関する調整等を効率的に進めるため、協議会の開催前に庁内関係部局で構成される作業部会を行い、内容確認、調整を事前に行っていた自治体もありました。

また、地域住民から広く意見を把握するため、住民説明会やワークショップを行っていた自治体もありました。

検討体制（法定協議会以外）の必要性の検討のポイント

- ✓ 調整等を効率的に進めるため、協議会の開催前に議論する場の設置を検討
- ✓ 地域住民から広く意見を把握する場の設置を検討

第2節. 地域の現況、課題の把握

基本的な方針等の検討にあたり、地域の現況、課題を把握します。各事項の把握については、地域特性に応じて、要否を検討してください。

なお、事項ごとに掲載している活用する主なデータ・資料は、参考資料編より抜粋しています。

(1) 地域の現状の把握

① 地域人口の状況

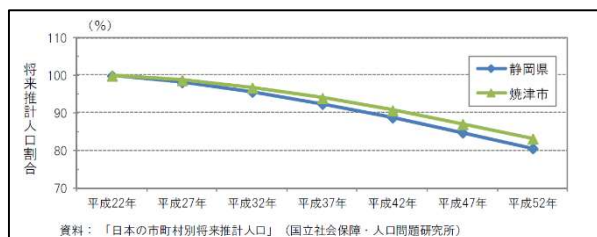
把握事項

- ◇ 人口減少、高齢化の動向（地域の人口構成、人口密度）
- ◇ 交流人口の動向（観光客数、商業地域における昼間人口など）

整理方法

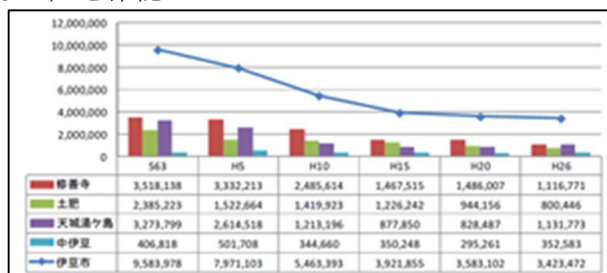
- 既往の計画で把握事項に係るグラフや傾向を示す記述が整理されていないか確認し、十分な活用に努めましょう。
- 整理されていない場合には、以下の手順で整理しましょう。

- ① 人口データを時系列で整理しグラフ化し、**過去・現在・将来の人口、高齢者率**の増減を確認



推進計画における将来推計人口（焼津市）

- ② パーソントリップ調査等から**就業者数**、観光客動態調査等から交流人口の特性（**観光客数**、商業地域における**昼間人口**など）を確認



推進計画における観光客数（伊豆市）

- ③ 最大のリスクを想定するため、昼間人口、夜間人口、就業者数、観光客数などを加味して、各地域の人口が最も多くなる状態を把握する。

作業のポイント

- ✓ 時系列の人口データは、折れ線グラフにすると変化をわかりやすく示すことができます。

活用する主なデータ・資料

- 総合計画
- 都市計画マスタープラン
- 住民基本台帳
- 国勢調査
- 将来推計人口

など

② 交通の状況

把握事項

- ◇ 平時の交通ネットワーク
- ◇ 内陸部から沿岸部、沿岸部間を結ぶ緊急輸送道路（未整備も含む）
- ◇ 避難所・避難場所までの避難路（避難ルート）

整理方法

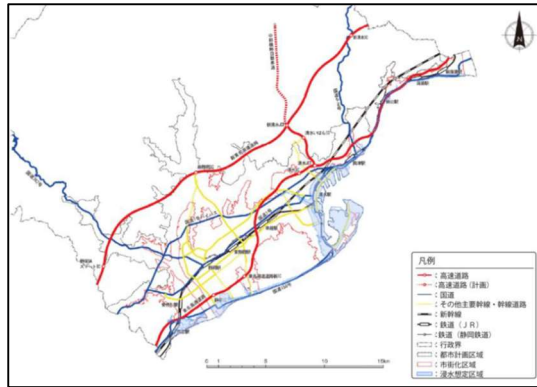
- 既往の計画で把握事項に係る位置図や傾向を示す記述が整理されていないか確認し、十分な活用に努めましょう。
- 整理されていない場合には、以下の手順で整理しましょう。

活用する主なデータ・資料

- 都市計画マスタープラン
- 市町村地域防災計画
- 公共交通網形成計画
- 港湾・漁港に関する計画
- 津波避難計画
- 道路啓開計画

など

- ① **バス、鉄道、主要道路などの交通ネットワークを整理し、地域の拠点（にぎわい等）を確認。パーソントリップ調査等の結果も踏まえ大まかな人の流れを確認**



推進計画における広域道路網（静岡市）

- パーソントリップ調査
- 都市計画基礎調査

- ② **被災後の物資輸送ルートとなる緊急輸送道路の指定状況や港湾・漁港施設の物流機能を確認**



推進計画における緊急輸送道路（焼津市）

- ③ 地域住民の避難のしやすさを把握するために、都市計画基礎調査などを用いて、**地域の街路の配置**等を確認

作業のポイント

- ✓ 緊急輸送道路や港湾・漁港施設の整備が予定されている箇所の詳細については、各施設の整備・管理担当者へ直接問合せを行ってください。
- ✓ 広域的な物資輸送ルートを確認する場合には、多くの地方整備局で作成されている道路啓開計画「〇〇作戦」を参照ください（国土交通省ホームページにて公開）。

③ 事業所・各種施設の分布

把握事項

- ◇ 沿岸部の事業所の分布
- ◇ 防災拠点施設（庁舎、病院、消防署、避難所等受入施設等）の分布
- ◇ 要配慮者利用施設の分布
- ◇ 津波避難施設（避難ビルや津波マウンド（命山）など）の分布

整理方法

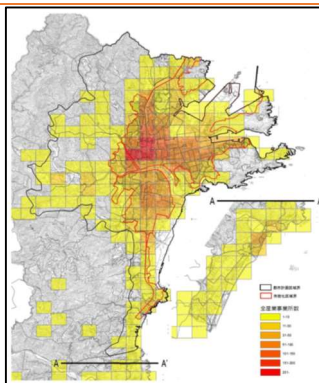
- 既往の計画で把握事項に係る分布図や傾向を示す記述が整理されていないか確認し、十分な活用に努めましょう。
- 整理されていない場合には、以下の手順で整理しましょう。

活用する主なデータ・資料

- 都市計画マスタープラン
- 市町村地域防災計画
- 介護福祉に関する計画
- 津波避難計画
- 津波ハザードマップ

など

- ① 浸水被害を受ける主要な産業等を把握するために、都市計画基礎調査や経済センサスを用いて、**事業所の分布**を確認



推進計画における事業所分布（日向市）

- 都市計画基礎調査（建物現況調査）
- 経済センサス

など

- ② 都市計画基礎調査等を用いて、**防災拠点施設（庁舎、病院、消防署、避難所等受入施設等）の分布**を確認
- ③ 津波避難において配慮を要する要配慮者の分布を確認するために、**要配慮者利用施設の分布**を確認



推進計画における避難先の立地（焼津市）

- ④ 避難対策を検討するために、**津波避難施設の分布**（今後の整備予定も含め）を確認

作業のポイント

- ✓ 産業として守る事業者の施設と避難の支援が必要な要配慮者利用施設等を色分けしながら、津波避難施設への指定状況等と合わせて、1つの地図にまとめていくと、地域の課題が見えやすくなります。

④ 土地利用と建物の現況

把握事項

- ◇ 土地利用の現況（宅地、商業施設用地、工業施設用地、農用地など）
- ◇ 建物の現況（老朽建造物や木造建造物の分布など）

整理方法

- 既往の計画で把握事項に係る位置図や傾向を示す記述が整理されていないか確認し、十分な活用に努めましょう。
- 整理されていない場合には、以下の手順で整理しましょう。

活用する主なデータ・資料

- 都市計画マスタープラン
- 立地適正化計画
- 防災都市づくり計画 など
- 都市計画基礎調査
- 経済センサス
- 航空写真
- 国土地理院地図

① 都市計画基礎調査の**土地利用現況**や**建物利用現況**等を用いて、土地利用の状況や建物分布を確認

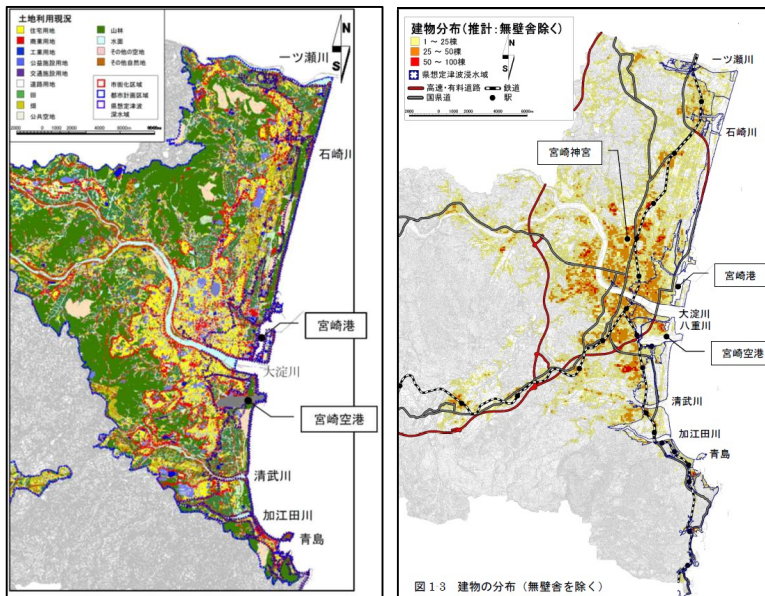


図13 建物の分布（無壁舎を除く）
推進計画における土地利用現況と建物分布（宮崎市）

など

作業のポイント

- ✓ 都市計画基礎調査の土地利用現況は、原則、都市計画区域・準都市計画区域を対象としているため、推進計画で対象とする沿岸地域が区域外の場合には、航空写真などを活用し、土地利用の状況を把握する方法も考えられます。

⑤ 海岸の状況

把握事項

- ◇ 海岸線の形状
- ◇ 沿岸部のハード施設（海岸堤防など）の整備状況
- ◇ 沿岸部の観光地（自然・景勝地など）の分布

整理方法

- 既往の計画で把握事項に係る位置図や傾向を示す記述が整理されていないか確認し、十分な活用に努めましょう。
- 整理されていない場合には、以下の手順で整理しましょう。

活用する主なデータ・資料

- 海岸保全計画
- 津波浸水想定 of 解説
- 総合計画
- 都市計画マスタープラン

など

- ① 津波浸水の特徴を把握するために、既存の地図を用いて、**海岸線の形状**を確認

- 国土地理院地図
- 観光地マップ

など

- ② 海岸堤防など**ハード施設の整備状況**を施設整備・管理主体（国・都道府県）への聴取などで確認



推進計画における海岸保全施設の整備図（静岡市）

- ③ 来訪者の避難対策を検討するため、**沿岸部の観光地（自然・景勝地など）の分布**を確認



推進計画における観光マップ（伊豆市）

作業のポイント

- ✓ 海岸堤防等ハード施設の整備は、地域住民等と調整されながら進められていることから、ハード施設の整備状況の確認に当たっては、過去の検討経緯等を丁寧に整理することが重要です。

⑥ 過去の被災状況

把握事項

- ◇ 災害史・伝承等に基づく、過去の津波災害の実績
- ◇ 地域に残っている当時の津波災害の状況を示す施設

整理方法

- 既往の計画で把握事項に係る一覧表や、記述、写真が整理されていないか確認し、十分な活用に努めましょう。
- 整理されていない場合には、以下の手順で整理しましょう。

- ① 市町村史や過去の津波災害の様子を語っている古文書等から、過去の津波災害の実績を確認

活用する主なデータ・資料

- 地域防災計画
- 地震・津波災害に関する調査報告書 など
- 市町村史
- 津波被害を記録した古文書 など

西暦(年)	和暦(年)	災害	区名	災害規模	被害概要
1498	明応7	明応地震	西区	【震度】5~6 【津波高】 ・宇布見(雄踏地区)推定3~4m	・津波で約300戸流失 ・浜名湖南部で30haが海となり、溺死者は1万人余と推定 ・浜名湖が津波で切れ海に通じるようになったと言われている
			南区	—	・神明神社(米津町)に大津波により海岸地大半が流出と記録あり
			北区	・津波高は佐久米・津々崎(三ヶ目地区)で3~4m	・高瀬・宝田(三ヶ目地区)の集落で数百棟のうち7棟のみ残ったといわれている ・浜名湖南部では30ha余が冠水、溺死者1万人余と推定
1604	慶長9	慶長地震	西区	東海・南海・西海道に大地震・津波被害(舞阪地区など) 【津波高】5~6m	・舞阪では津波により山際まで船が打ち上げられたとされる
			南区	—	・津波地震による大きな津波により、大規模な被害を生じたものと推測(舞阪(西区)では船が山際まで打ち上げられ20隻あまりの釣り船が行方不明)
1707	宝永4	宝永地震	西区	【津波高】3~5m ・舞阪で津波高5.3mと推定	・舞阪では家屋の半数が流失し、宇布見では1,000枚あまりの田畑が荒地となったとされる
			南区	—	・大規模な被害を生じたものと推定
			北区	・気質で津波高5~6mの津波が発生したとされる	—
1854	安政元	安政東海地震	西区	【津波高】 ・舞阪(舞阪地区)で5.6m ・巨瀬で2.5m ・弁天島で3~4m ・藤原(藤原地区)で3.9m ・坪井(藤原地区)で3.7m ・馬部(藤原地区)で3.2m	・入野では32棟がつぶれ、藤原では玉蔵寺の本堂前まで津波が襲来したとされる
			南区	・津波が天竜川をさかのぼり河口から3kmの地点で津波高が4.5mに達したとされる	・海龍寺(中田島町)に地震より建物が倒壊し、津波が押し寄せたと記録あり。また、高塚熊野神社(町)に裏山を高くして津波から人々を避難させたとの言い伝えが残る
			北区	・津波高1~1.5mの津波が発生	・気質で280haの田畑が塩水に浸かったとされる

本計画は、「南海トラフ巨大地震(レベル2)の津波浸水想定区域」と併せて「安政東海地震における推定津波浸水域」を考慮して策定している。

推進計画における津波災害履歴(浜松市)

- ② 地域に残された津波災害の痕跡(津波浸水域の縁にある石碑や津波が来なかった高台に建てられた神社など)を確認

作業のポイント

- ✓ 過去の災害史については、地域に根付いた記憶となっている場合もあるため、地域住民から直接情報を収集する方法も考えられます。

(2) 災害ハザードの把握

① 津波ハザードの規模

把握事項

- ◇ 最大津波高
- ◇ 津波浸水想定区域
- ◇ 津波浸水深・面積
- ◇ 津波到達時間

整理方法

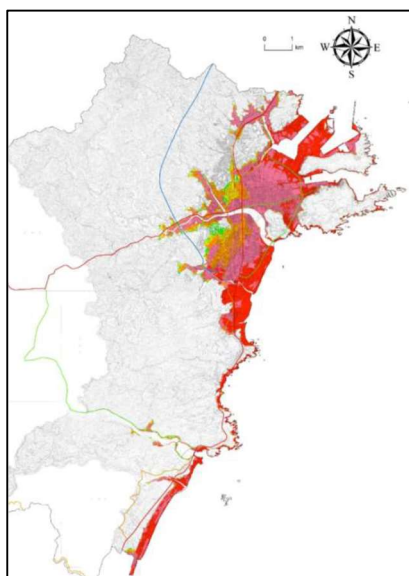
- 既往の計画で把握事項に係る分布図や傾向を示す記述が整理されていないか確認し、十分な活用に努めましょう。
- 整理されていない場合には、以下の手順で整理しましょう。

活用する主なデータ・資料

- 津波ハザードマップ
- 津波浸水想定 of 解説
- 地震津波被害想定
- 市町村地域防災計画 など

- ① **津波浸水想定**に関する GIS データの提供を都道府県に依頼するか、都道府県ホームページの Web GIS サービスを用いて**津波浸水想定**を確認

- 津波浸水想定 など



推進計画における津波浸水想定区域図（日向市）

作業のポイント

- ✓ 津波ハザードマップについては、東日本大震災以降の最大クラスの津波が反映されているか確認しましょう。
- ✓ 既往の計画で取りまとめていない場合は、都道府県ホームページの WebGIS サービスにおける浸水想定区域図のスクリーンショット等を活用しましょう。
- ✓ 地域住民は津波浸水の速さにイメージを持ちづらいため、地震発生から5分間ごとの浸水図を並べて整理することも効果的です。

② その他、地震に起因する災害ハザードの規模

把握事項

- ◇ 震度分布
- ◇ 液状化危険度
- ◇ 土砂災害危険度

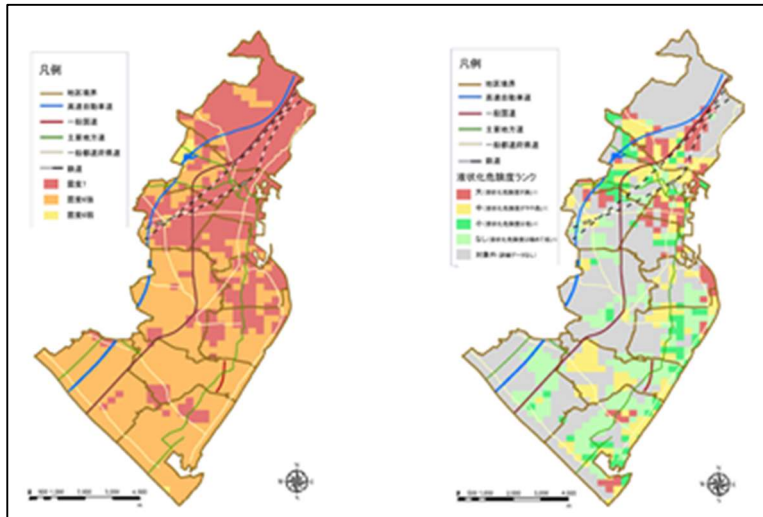
整理方法

- 既往の計画で把握事項に係る分布図や傾向を示す記述が整理されていないか確認し、十分な活用に努めましょう。
- 整理されていない場合には、以下の手順で整理しましょう。

活用する主なデータ・資料

- 地震被害想定
 - 液状化マップ
 - 土砂災害ハザードマップ
 - 市町村地域防災計画
 - 防災都市づくり計画
- など
- 都道府県の土砂災害危険箇所図
 - 都道府県の土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る資料
- など

- ① **地震被害想定**等に関する GIS データの提供を都道府県に依頼するか、都道府県ホームページの Web GIS サービスを用いて、**地震被害想定**等を確認



推進計画における震度分布と液状化危険度（焼津市）

作業のポイント

- ✓ 既往の計画で取りまとめていない場合は、都道府県ホームページの WebGIS サービスにおける防災マップのスクリーンショット等を活用しましょう。

(3) 地域の災害リスクの把握

整理した地域の現状把握に災害ハザードを重ね合わせることで、地震津波発生による地域の災害リスクの把握をしましょう。把握の方法としては、単純に図面を重ね合わせる簡易的な方法と、GIS データを用いて、細かくシミュレーション分析する方法等があります。



図 1 4 地域の災害リスクの把握例

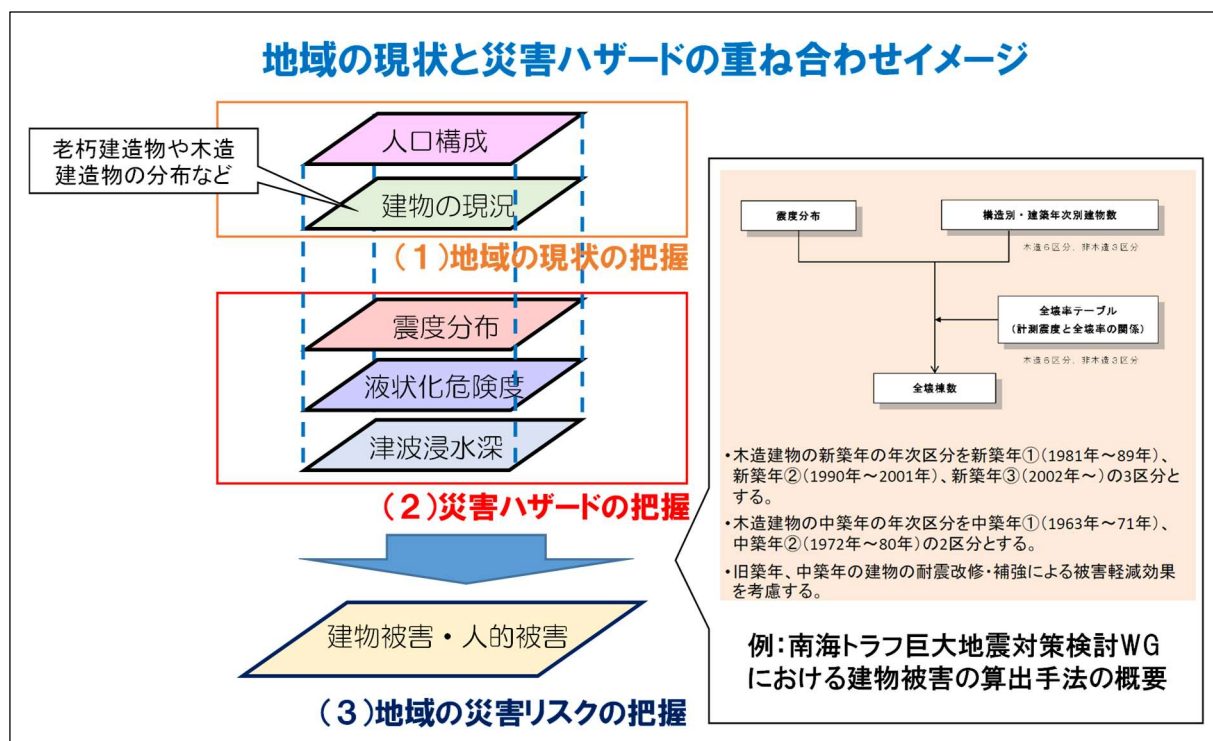


図 1 5 地域の現状と災害ハザードの重ね合わせイメージ

① 地震・津波による建物被害・人的被害の状況

把握事項

- ◇ 津波浸水による建物被害・人的被害
- ◇ 家屋倒壊による建物被害・人的被害
- ◇ 延焼火災による建物被害・人的被害
- ◇ 液状化被害による建物被害・人的被害

整理方法

- 既往の計画で把握事項に係るデータや傾向を示す記述が整理されていないか確認し、十分な活用に努めましょう。
- 整理されていない場合には、以下の手順で整理しましょう。

活用する主なデータ・資料

- 内閣府の地震津波被害想定
 - 都道府県の地震津波被害想定
- など

① 地域の人口構成、建物の現状、震度分布、液状化危険度、津波浸水想定 の GIS データ等を確認

〈西部地域（串本西中学校区：里川～有田）〉

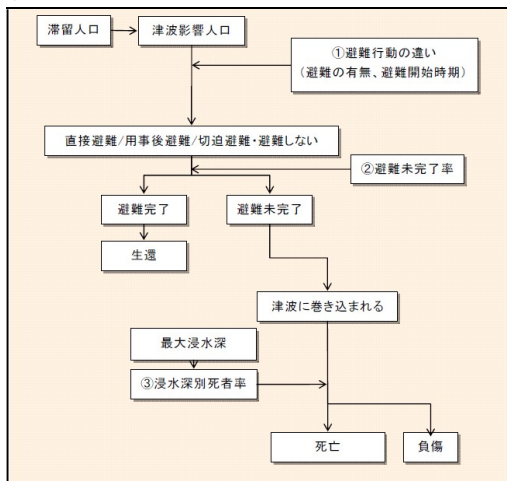
項目	3連動地震	南海トラフ巨大地震
① 津波による全壊棟数	約 210 棟	約 420 棟
② 津波による死者数	約 350 人	約 1,200 人
③ 道路の津波浸水延長	約 5.0km	約 10.8km
国道	約 3.0 km	約 6.7 km
県道	約 0.5km	約 0.6km
1・2級町道	約 1.6km	約 3.6km
④ 津波避難困難地域人口	129 人	469 人
⑤ 津波避難困難地域面積	3.4ha	21.8ha

など

- 国勢調査
- 都市計画基礎調査
- 津波浸水想定

推進計画における津波浸水による被害想定（串本町）

- ② 被害想定は、内閣府の算出手法（津波影響人口、避難未完了率、浸水深別死者率等に設定による算出）等を参考に設定



南海トラフ巨大地震対策検討WGにおける津波による人的被害の算出手法の概要

作業のポイント

- ✓ GIS を用いた定量的な方法をとることが困難な場合には、地域の高齢者世帯や建物老朽化等の傾向と各災害想定から、想定被害を定性的に整理する方法も考えられます。

② 避難困難地域

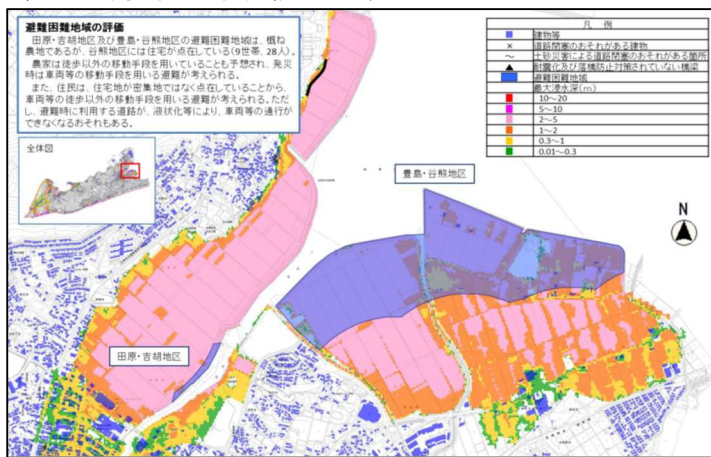
把握事項

- ◇ 避難困難地域
- ◇ 避難困難者数

整理方法

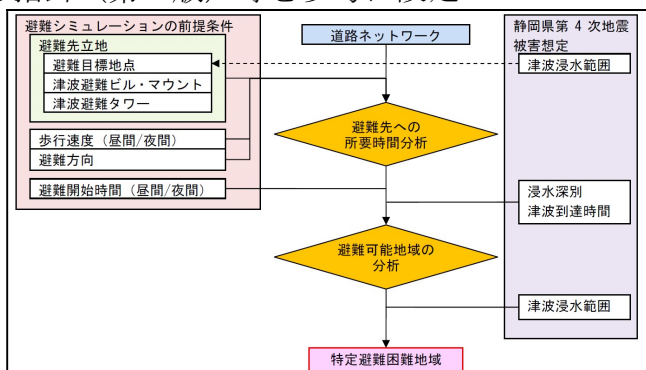
- 既往の計画で把握事項に係る分布図や傾向を示す記述が整理されていないか確認し、十分な活用に努めましょう。
- 整理されていない場合には、以下の手順で整理しましょう。

① 地域の人口構成、津波避難施設の分布・収容可能人数、避難路、津波浸水想定 の GIS データ等を確認



推進計画における避難困難地域の評価（田原市）

② 避難困難地域は、津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（第1版）等を参考に設定



推進計画における避難困難地域の算出手順（焼津市）

作業のポイント

- ✓ 把握事項の算出基準については、決まった定義がないため、地域の実情を踏まえ、精度を設定することが可能です。
- ✓ 避難困難区域は、避難所を中心に、避難距離（避難時間（避難開始から津波到達までの時間）×避難速度）を半径とした円を描き、円から抜けているエリアを抽出する簡易な方法も考えられます。
- ✓ 避難困難者数は、「避難困難区域×対象エリアの人口密度」で算出する簡易な方法も考えられます。

活用する主なデータ・資料

- 津波避難計画
- 津波避難施設の整備に関する計画
- 国勢調査
- 都市計画基礎調査
- 津波浸水想定
- 津波避難施設の分布

など

など

③ 津波浸水想定区域内の防災拠点施設や要配慮者利用施設の分布

把握事項

- ◇ 津波リスクを有する防災拠点施設
- ◇ 津波リスクを有する要配慮者利用施設

整理方法

- 既往の計画で把握事項に係る分布図や傾向を示す記述が整理されていないか確認し、十分な活用に努めましょう。
- 整理されていない場合には、以下の手順で整理しましょう。

- ① **津波浸水想定区域の上に防災拠点施設や要配慮者利用施設の分布**の図面を重ね合わせ、津波リスクを有する施設を確認

活用する主なデータ・資料

- 市町村地域防災計画
- 防災都市づくり計画 など
- 国勢調査
- 都市計画基礎調査
- 津波浸水想定
- 主な施設の分布 など



推進計画における浸水想定区域内にある主な施設（田原市）

作業のポイント

- ✓ GIS を用いた定量的な方法をとることが困難な場合には、浸水想定区域図の上に、主要な防災拠点や要配慮者利用施設をプロットする等の簡易な方法もあります。

④ 被災後の緊急輸送道路の状況予測

把握事項

◇ 被災後に使用可能となる輸送ネットワーク

整理方法

- 既往の計画で把握事項に係る位置図や傾向を示す記述が整理されていないか確認し、十分な活用に努めましょう。
- 整理されていない場合には、以下の手順で整理しましょう。

① **緊急輸送道路、津波浸水想定区域、震度分布、液状化危険度**などの図面を重ね合わせて、**道路閉塞が予想される箇所などネットワークが途絶える箇所**を確認

活用する主なデータ・資料

- 市町村地域防災計画
 - 防災都市づくり計画
 - 道路啓開計画
- など
- 地震被害想定
 - 都市計画基礎調査
 - 津波浸水想定
- など

作業のポイント

- ✓ 各種災害リスクの図面を見ながら、緊急輸送道路図上で道路閉塞のリスクが高い場所をプロットする簡易な方法もあります。
- ✓ 被災後の救助・復旧を行う上で重要な幹線が確保されているか確認します。

(4) 地域の課題の把握

① 把握・分析結果の整理

把握事項

◇ 地域の津波防災地域づくり上の課題

整理方法

- ① 地域の現状の把握、災害ハザードの把握、地域の災害リスクの把握にて整理した結果を踏まえて、今後地域で解消しなければならない事項を整理
- ② 具体的には、今後のまちづくり、沿岸部におけるハード整備、地域住民の避難体制、被災後の復旧・復興の備えなどの観点に基づき課題を列挙
- ③ 課題を列挙した後、課題のある箇所を地図上にプロットし、課題図を作成



推進計画における課題図（田原市）

作業のポイント

- ✓ 課題を列挙する際には、課題を解消できる事業・事務の有無にかかわらず全て列挙しましょう。
- ✓ 最終的に解消が難しい課題は、今後の計画の見直しの機会を捉えて解消していくことを心がけましょう。

第3節. 基本的な方針に関する整理

基本的な方針は、その地域の歴史・文化・産業等、地域の特性を活かした目指すべき将来像と、その実現に向けて、津波に強い地域づくりの方向性を定めるものです。実践編第2章第1節で整理した地域の課題を踏まえて基本的な方針を定めていきます。

(1) 基本方針の把握

把握事項

◇ 関連計画におけるまちづくり・防災に関する方針

整理方法

① 総合計画、都市計画マスタープランにおける**基本方針**や**防災に対する方針**、立地適正化計画・防災都市づくり計画の**基本方針**などを整理

活用する主なデータ・資料

- 総合計画
- 都市計画マスタープラン
- 立地適正化計画
- 防災都市づくり計画
など

作業のポイント

✓ 関連計画に記載された基本方針を比較表として整理すると、基本的な方針の検討時の整合チェックに役立ちます。

第4節. 土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する整理

土地利用及び警戒避難体制の整備を検討するうえで、既存資料を活用し情報を整理します。

(1) 土地利用の方針の把握

把握事項

◇ 関連計画における土地利用に関する方針

整理方法

- ① 都市計画マスタープラン、防災都市づくり計画における**土地利用の方針、地域別構想、将来都市構造**を整理
- ② 立地適正化計画の**居住誘導区域**や**都市機能誘導区域**や、都道府県から**津波災害（特別）警戒区域**の指定を受けている場合は区域を確認

活用する主なデータ・資料

- 都市計画マスタープラン
 - 立地適正化計画
 - 津波災害（特別）警戒区域
- など

作業のポイント

- ✓ 関連計画で設定している将来的な土地利用と整合を意識しながら、推進計画における土地利用の方針を検討します。
- ✓ 都道府県が指定する津波災害（特別）警戒区域の指定状況（今後の予定）について、確認ができない場合には、都道府県の担当部署に今後の指定の予定について問合せをしてください。

(2) 警戒避難体制整備の方針の把握

把握事項

◇ 関連計画における警戒避難体制の方針

整理方法

- ① 市町村地域防災計画や津波避難計画、津波ハザードマップにおける**避難の方針**を整理
- ② 都道府県から**津波災害（特別）警戒区域**の指定を受けている場合は区域を確認。

活用する主なデータ・資料

- 市町村地域防災計画
- 津波避難計画
- 津波ハザードマップ
- 津波災害（特別）警戒区域（指定されている場合）

など

作業のポイント

- ✓ 警戒避難体制整備の方針については、関連計画で設定している方針や、津波避難計画や津波ハザードマップで地域住民に周知している避難体制を踏まえて検討します。
- ✓ 都道府県が指定する津波災害（特別）警戒区域の指定状況（今後の予定）について、確認ができない場合には、都道府県の担当部署に今後の指定の予定について問合せをしてください。



図 1 6 命を守る津波防災地域づくりのイメージにおける警戒区域の説明

第5節. 関係主体からの事業・事務の把握

推進計画の「基本的な方針」を整理した後、基本的な方針の実現に必要な事業・事務について、事業・事務の担当主体と推進計画への記載の調整を念頭に整理していきます。

(1) 津波防災地域づくりの推進に係る事業・事務の把握

推進計画に位置づける事業・事務について、法第10条第3項第3号では以下のように規定されています。

- イ：海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設等に係る施設の整備
- ロ：津波防護施設の整備
- ハ：一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備
- ニ：避難路、避難施設、地域防災拠点施設等、円滑な避難確保のための施設の整備
- ホ：集団移転促進事業に関する事項
- ヘ：地籍調査の実施に関する事項

次頁に、既作成市町の推進計画に記載されている事業・事務の例を取りまとめています。こちらを参考に既往の計画等から、また、関係機関への個別ヒアリングや、津波防災に積極的に取り組む民間企業へのヒアリング等を通じて、事業・事務を把握しましょう。また、地域住民のニーズを踏まえながら、該当地域の計画予定の事業・事務も把握し、必要となる事業・事務を整理しましょう。

作業のポイント

- ✓ 既往の計画等をもとに事業・事務を整理すると関係機関との調整が円滑に進められます。
- ✓ 地域住民のニーズを踏まえながら、計画予定の事業・事務を把握し、必要となる事業・事務を整理しましょう。

表 3 推進計画に位置付ける事業・事務の例

事業・事務の大別	想定される事業・事務	想定される調整先機関
イ：海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設等に係る施設の整備	<input type="checkbox"/> 海岸堤防の整備 <input type="checkbox"/> 離岸堤の整備 <input type="checkbox"/> 防波堤の整備 <input type="checkbox"/> 港湾・漁港施設の強化 <input type="checkbox"/> 河川堤防の整備 <input type="checkbox"/> 水路・河口部の対策 <input type="checkbox"/> 水門・樋門の整備	国、都道府県、市町村(施設整備・管理主体など)
ロ：津波防護施設の整備	—	都道府県・市町村(施設整備・管理主体など)
ハ：一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備	<input type="checkbox"/> 高台への津波防災拠点の整備 <input type="checkbox"/> 津波防災拠点市街地の形成 <input type="checkbox"/> 土地区画整理 <input type="checkbox"/> 津波防災拠点の確保 など	市町村(都市計画部局など)
ニ：避難路、避難施設、地域防災拠点施設等、円滑な避難確保のための施設の整備	<input type="checkbox"/> 避難路の整備(道路の拡幅、ブロック塀の除去、木造住宅解体の助成、住宅の耐震化の促進など) <input type="checkbox"/> 土地区画整理 <input type="checkbox"/> 橋梁の整備 <input type="checkbox"/> 津波避難ビルの指定 <input type="checkbox"/> 津波避難タワー整備 <input type="checkbox"/> 避難施設の機能の強化 <input type="checkbox"/> 津波避難マウンド(命山)の整備 <input type="checkbox"/> 施設への外付け階段の設置 <input type="checkbox"/> 津波避難標識の設置 <input type="checkbox"/> 夜間避難のための照明の設置 <input type="checkbox"/> 防災無線の設置 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊対策 <input type="checkbox"/> 用途地域の容積率緩和 <input type="checkbox"/> 防災拠点整備 など	市町村(都市計画部局・危機管理部局など)
ホ：集団移転促進事業に関する事項	<input type="checkbox"/> 市街地の段階的な移転 など	市町村(都市計画部局など)
ヘ：地籍調査の実施に関する事項	<input type="checkbox"/> 地籍調査事業	市町村(財政部局・都市部局など)
その他	<input type="checkbox"/> 耐震シェルター設置の補助 <input type="checkbox"/> 自主防災組織育成事業 <input type="checkbox"/> 津波避難計画の策定 <input type="checkbox"/> 津波避難訓練の拡充 <input type="checkbox"/> 防災教育の強化 <input type="checkbox"/> 情報伝達手段の強化・促進 <input type="checkbox"/> 業務継続計画の作成 <input type="checkbox"/> 職員の防災意識・能力向上 <input type="checkbox"/> ライフライン事業者等との連絡体制の見直し <input type="checkbox"/> 漂流物対策 <input type="checkbox"/> 事前復興計画の作成 <input type="checkbox"/> 要配慮者対策の確立 など	市町村(危機管理部局など) 地域住民(自主防災組織、自治会など)

※ 想定される事業・事務は、既作成市町村の推進計画に位置づけられている事業・事務から整理しています。

第3章 推進計画の案の作成

第2章で整理した結果をもとに、推進計画の案を作成していきます。

(1) 推進計画に記載すべき事項

推進計画には計画区域を必ず記載するほか、おおむね以下の事項を記載することができます。

- 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
- 浸水区域における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項
- 津波防災地域づくりの推進のために行う以下の事業・事務に関する事項
 - ・海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設の整備に関する事項
 - ・津波防護施設の整備に関する事項
 - ・一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の整備改善のための事業に関する事項
 - ・避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項
 - ・集団移転促進事業に関する事項
 - ・地籍調査の実施に関する事項
 - ・津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進に関する事項

(2) 既往の計画の活用・関連計画の同時作成による作業の効率化

推進計画の作成には、既往の計画等を活用することができます。参考資料編にて、推進計画の記載事項に対比させた形で、既作成自治体が活用した既往の計画等を整理していますので、適宜ご活用してください。

また、推進計画の作成と関連計画の作成を同時期に行う場合には、検討内容や収集整理した情報を計画間で共有することで、両計画の作成負担を減らすことができます。他部署の関連計画の作成状況についても調べましょう。

ただし、地方公共団体における総合計画を含め、関連する他の計画と推進計画とで、記載事項が共通し（推進計画の計画区域は必ず記載いただく必要があります）、かつ、各法令等に定める所定の手続を踏んでいただければ、両者を一体として作成することが可能です。これにより計画間での内容の整合が自ずと図られるとともに、市町村担当者の計画作成に係る事務負担の軽減にもつながります。

推進計画が満たすべき要件と作成に当たって必要となる手続は津波防災地域づくり津波法第10条に定められております。主な要件等は以下の通りです。なお、第10条第2項については参考資料編「基本指針と解説」における「基本指針（四.2.ア）」を、第5項については参考資料編「基本指針と解説」における「基本指針（四.3）」をご参照ください。

【以下、「津波防災地域づくりに関する法律」より抜粋】

（～前略～）

第10条 市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を作成することができる。

2 推進計画においては、推進計画の区域（以下「推進計画区域」という。）を定めるものとする。

（～中略～）

4 推進計画は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

5 市町村は、推進計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されていないときは、これに定めようとする第三項第二号及び第三号イからへまでに掲げる事項について都道府県に、これに定めようとする同号イからへまでに掲げる事項について関係管理者等（関係する海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、保安施設事業を行う農林水産大臣若しくは都道府県又は津波防護施設管理者をいう。以下同じ。）その他同号イからへまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者に、それぞれ協議しなければならない。

（～後略～）

表 4 関連計画のうち、推進計画に活用できるものの例

主な関連計画	活用例（推進計画の作成に係る作業）
総合計画	<ul style="list-style-type: none"> ・現状把握（人口、観光客数、産業、土地利用、災害リスクなど） ・基本的な方針の検討
地域防災計画	<ul style="list-style-type: none"> ・現状把握（緊急輸送道路の指定状況、過去の災害履歴など） ・警戒避難体制の方針の検討
都市計画 マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> ・現状把握（人口、観光客数、産業、土地利用、交通基盤など） ・基本的な方針の検討・土地利用の方針の検討 （将来都市構造、地域別構想など）
国土強靱化計画	<ul style="list-style-type: none"> ・現状把握（災害リスク、被害想定など） ・課題整理（リスクシナリオなど） ・事業・事務の把握（リスクシナリオに対する施策）
立地適正化計画	<ul style="list-style-type: none"> ・現状把握（人口、観光客数、産業、土地利用、災害リスクなど） ・課題整理（誘導区域設定の前提条件など） ・基本方針の検討・土地利用の方針の検討（誘導区域など） ・事業・事務の把握（誘導区域に関する施策）
防災都市づくり計画	<ul style="list-style-type: none"> ・現状把握（人口、観光客数、土地利用、災害リスクなど） ・課題整理（津波に対する課題など） ・事業・事務の把握（津波対策施策など）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

以下に、推進計画の作成に当たり、国土強靱化計画とまちづくりに関する計画の活用イメージを示します。

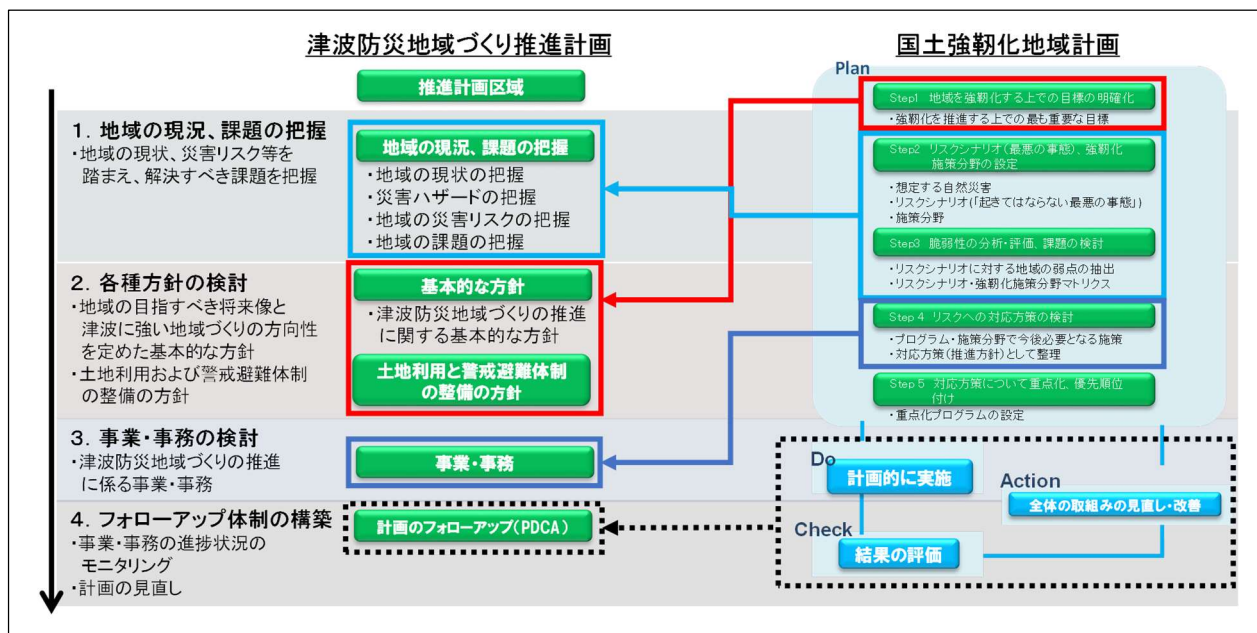


図 17 国土強靱化地域計画の活用イメージ

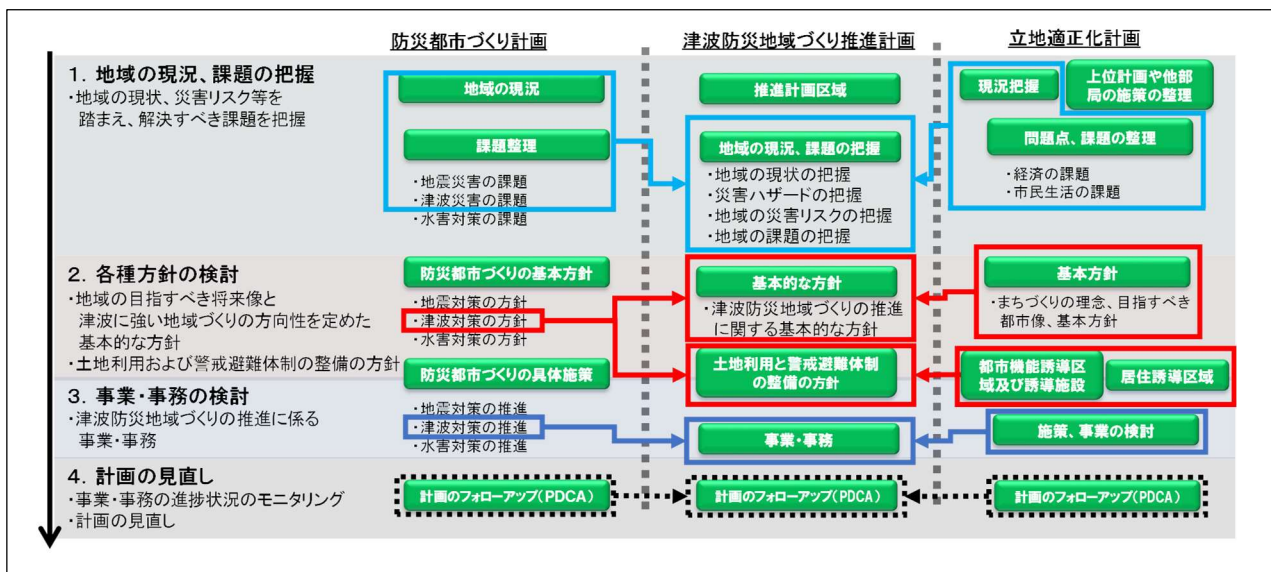


図 18 まちづくり計画の活用イメージ

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

(3) 推進計画作成フォーマットの利用

推進計画を円滑に作成できるよう、参考資料編に推進計画作成フォーマットを用意しており、このフォーマットには、推進計画に記載が想定される事項を掲載していますので、適宜ご活用ください。

推進計画作成フォーマット：参考資料編 P22

① 推進計画フォーマットの使い方

推進計画に記載する事項に係る「検討事項」、「検討手順」を各検討項目がフォーマットのどの部分に該当するかを示しています。また、活用する既往の計画も参考に掲載しています。

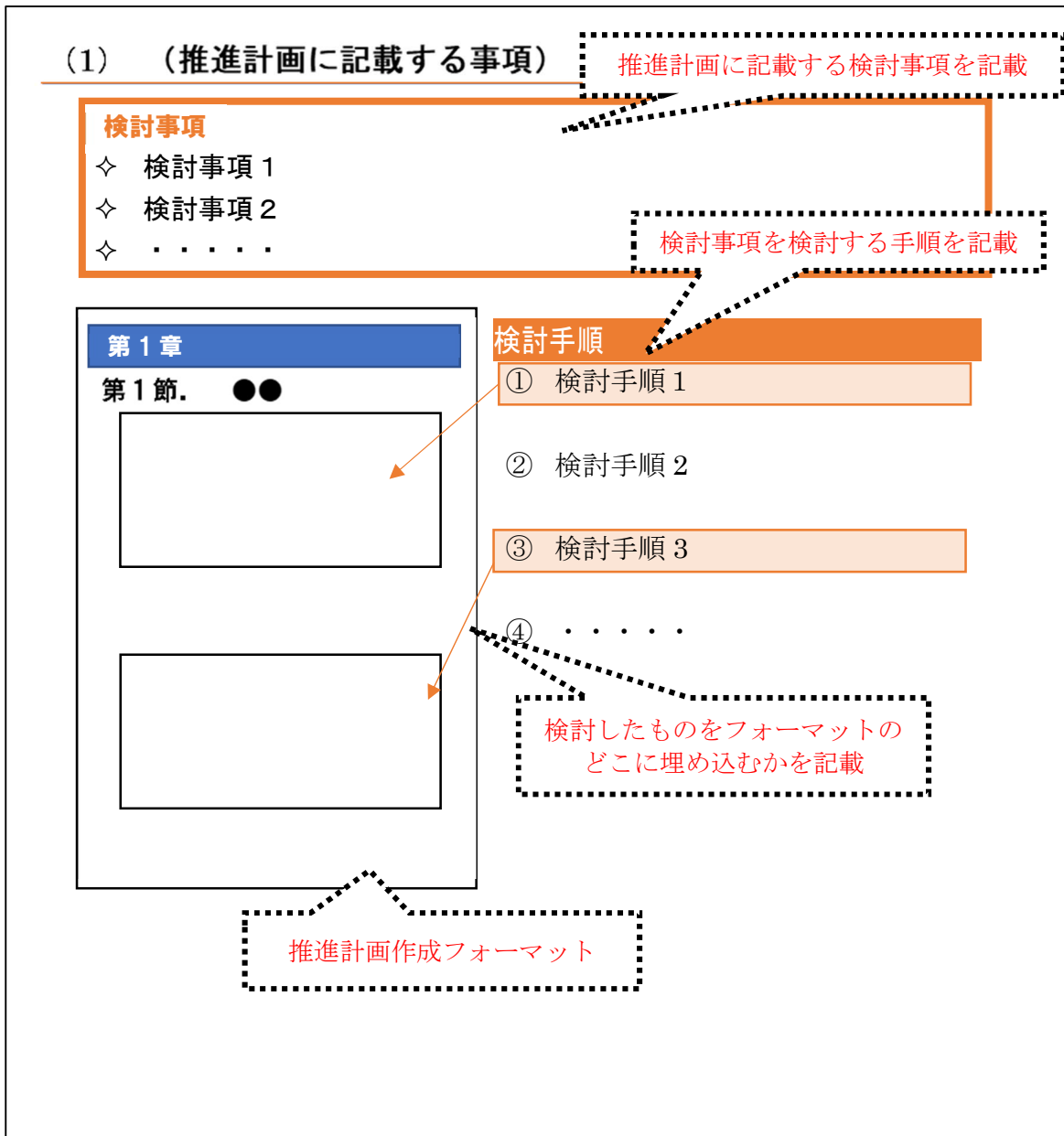


図 19 第3章における検討事項とフォーマットの対応

第1節. 推進計画の区域

推進計画の区域の設定方法について解説します。

検討事項

◇ 推進計画の区域の設定

第1章 推進計画の目的と位置づけ

第1節. 推進計画策定の背景と目的

(1) 推進計画策定の背景と(2) 推進計画の目的を説明するリード文を書きましょう。

(1) 推進計画策定の背景

基礎編第2章1節(1) 推進計画とは?を参考にして、市町村における固有の背景も踏まえて作文しましょう。

(2) 推進計画の目的

基礎編第2章1節(1) 推進計画とは?を参考にして、市町村における固有の目的も踏まえて作文しましょう。

第2節. 計画の位置づけ

関連計画を整理して、計画の位置づけ図を作成しましょう。

第3節. 推進計画区域

推進計画区域図を示しましょう。

検討手順

- ① 推進計画に位置付ける事業・事務の対象範囲を包括するように設定
 - ※ 推進計画区域外の事業・事務については、特例措置を受けられないため注意

② 推進計画区域図を作成

- 〈活用できる既往の資料〉
- 津波浸水想定区域図
 - 立地適正化計画 など

作業のポイント

- ✓ 都道府県知事が公表する浸水想定区域や警戒区域、特別警戒区域と必ずしも一致させる必要はありません。警戒区域、特別警戒区域の指定の動向については、都道府県に確認しましょう。
- ✓ 浸水想定区域外の施設整備等も含まれるため、推進計画の区域の方が浸水想定区域や警戒区域よりも広くなることが多いです。

《参考》 推進計画の区域の記載例

浜松市：「第4次地震被害想定に基づく南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波浸水想定区域」と、「安政東海地震における津波浸水域」に該当する区域とする。

串本町：今後の紀勢線の延伸整備や内陸部を活用した将来的なまちづくりの可能性を考慮して、串本町全域を指定

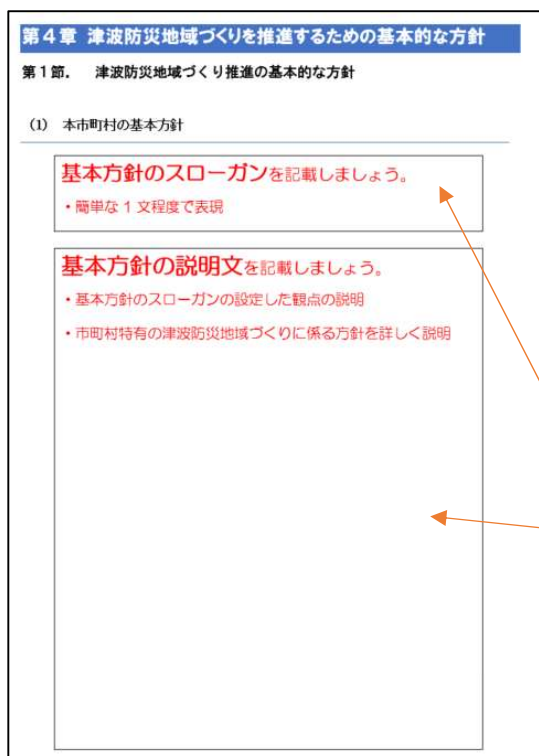
宮崎市：本計画の対象区域は、津波浸水想定区域だけではなく、市域全域とします。

第2節. 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針

第2章で整理した地域の課題を踏まえ、推進計画の基本的な方針の設定方法について解説します。

検討事項

◇ 津波防災地域づくりに係る地域の基本的な方針



検討手順

- ① 第2章で整理した津波防災地域づくり上の課題を踏まえ、関連計画の防災・まちづくりに関する方針と整合を図りながら、基本的な方針を設定
- ② 基本的な方針は、地域の安全・安心の向上と地域の発展の展望に留意
- ③ 地域が目指す将来像を示すスローガンを設定
- ④ スローガンをどのような観点で設定したのかを説明

〈活用できる既往の資料〉

- 総合計画
- 国土強靱化計画
- 都市計画マスタープラン
- 市町村地域防災計画 など

作業のポイント

- ✓ 関連計画との整合を図りながら、地域の安全・安心の向上と地域の発展の展望を示しましょう。
- ✓ 地域が目指すべき将来像を示しましょう。

表 5 既作成市町村が設定したスローガンの例

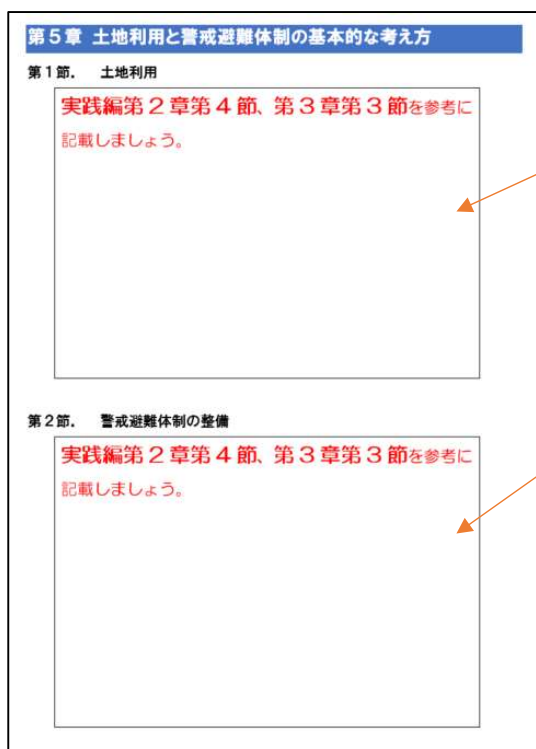
市町村	目標・基本方針
焼津市	海を活かした地域活力と安全・安心な暮らしが共存するまちづくり
宮崎市	なんとしても人命を守る安全・安心を未来につなぐ緑と調和したまちづくり
磐田市	関連機関が連携し、段階的に安全性を高め「命と暮らしを守る」
田原市	津波災害に強く、将来にわたり安心して暮らせるまちづくり
日向市	人・まち・地域の協働による、安全・安心で持続可能なまちづくり
静岡市	安心・安全と活気・賑わいが両立するまちづくり
伊豆市	観光、環境、防災のバランスがとれた海と共に生きるまちづくり

第3節. 浸水想定区域における土地利用および警戒避難体制の整備

土地利用に関する方針、警戒避難体制の整備に関する方針の設定方法について解説します。

検討事項

- ◇ 土地利用に関する方針
- ◇ 警戒避難体制の整備に関する方針



検討手順

- ① まちづくり関連計画における将来都市構造、地域別構想、誘導区域の考え方、防災における土地利用の考え方と整合を図りながら、土地利用に関する方針を設定
- ② 地域防災計画、津波避難計画、津波ハザードマップに示された津波避難に係る考え方と整合を図りながら、避難場所・避難経路の確保、津波ハザードマップの作成・周知、情報収集・伝達手段の確保、防災知識の普及・啓発等の警戒避難体制整備の方針を記載

〈活用できる既往の資料〉

- 都市計画マスタープラン
- 立地適正化計画
- 市町村地域防災計画
- 津波避難計画
- 津波ハザードマップ など

作業のポイント

- ✓ 土地利用と警戒避難体制の整備に関する方針は双方向に整合を図りながら、一体的に検討しましょう。
- ✓ 土地利用に係る事業・事務が無い場合には、都市計画マスタープランの土地利用の方針に即して記載しましょう。

第4節. 津波防災地域づくりの推進のために行う事業・事務

事業・事務の推進計画への記載、調整方法について解説します。

検討事項

◇ 推進計画に位置付ける事業・事務

第6章 津波防災地域づくりの推進のための事業・事務

第1節. 事業・事務の整理

実践編第2章第5節、第3章第4節を参考に
して記載しましょう。

第2節. 事業・事務

事業・事務リストを作成しましょう。

適宜、事業・事務位置図を作成しましょう。

検討手順

- ① 第2章5節で整理した事業・事務について、関係機関に記載の可否およびその他新規の事業がないか関係者と調整
- ② 関係者との調整を経て、計画に記載する事業・事務を選定
- ③ 基本的な方針に沿って事業・事務を体系的に整理
※ 次頁の分類方法を参照
- ④ 事業・事務リストを作成
- ⑤ 適宜、事業・事務位置図を作成

〈活用できる既往の資料〉

- 市町村地域防災計画
- 既往の実施計画（アクションプランなど）
- 海岸保全計画 など

作業のポイント

- ✓ 既往の計画をもとに、各事業・事務を取り巻く環境を意識した上で、関係機関と調整すると円滑に進めやすくなります。
- ✓ 関係者との協議において、計画予定段階の事業・事務を推進計画に位置付けることが、難しいと判断される場合は、実施時期を「検討中」と記載することなど含め検討します。
- ✓ 調整の結果、推進計画に記載しない事業・事務については、計画作成後も必要に応じて適宜調整し、調整が完了した後に推進計画に追加しましょう。
- ✓ 関係者との調整において、事業・事務の実施時期（短期、中期、長期など）、実施場所、数値目標（適宜）、進捗率（適宜）も確認しましょう。
- ✓ 事業・事務と基本的な方針との関係が明確になるよう、事業・事務の体系的な整理に努めましょう。

《参考》 事業・事務の体系的な整理の事例

取組方針		主な事業・事務内容
1	津波被害を確実に減らす	<ul style="list-style-type: none"> 津波対策施設（海岸、河川）の整備 既存の津波対策施設の耐震化 など
2	地震・津波に強い構造のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化 など
3	確実かつ迅速に早期避難できる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 津波避難施設の整備 災害情報伝達体制の強化 ブロック塀の耐震化・撤去 津波避難計画の策定 津波避難マップの作成・周知 避難訓練の充実・強化 津波避難誘導標識・誘導灯の整備 など
4	自助・共助の促進	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者施設ごとの避難マニュアルの作成 地理不案内な転入者や児童向けの防災訓練 多言語化・やさしい日本語による表示 コミュニティにおける共助の促進 など
5	被災後の立ち直りを早くする	<ul style="list-style-type: none"> 被災生活とまちの復旧の準備 緊急輸送路の確保 地籍調査業務 事業継続計画策定に関する支援 など

推進計画における取組方針と事業・事務の体系（静岡市）

第1章

第2章

第3章

第4章

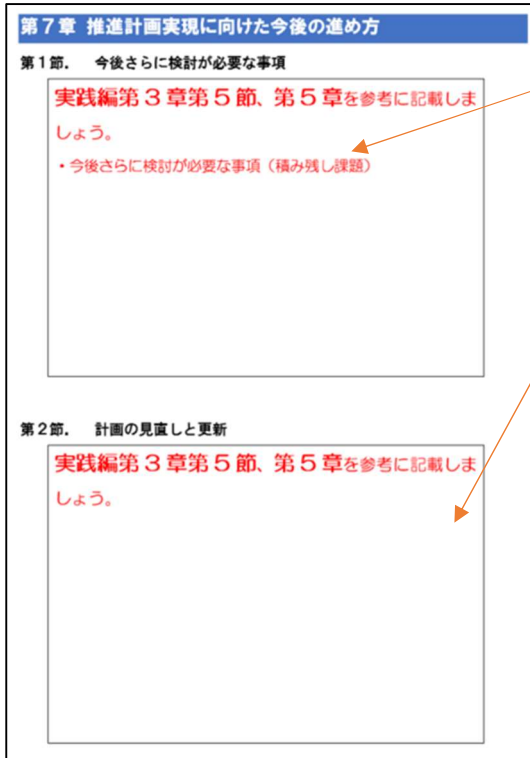
第5章

第6章

第5節. フォローアップ体制の構築

検討事項

- ◇ 今後さらに検討が必要な事項
- ◇ 計画のフォローアップ体制の構築



検討手順

- ① 推進計画に位置付けた事業・事務だけでは解消できない課題を「今後検討が必要な事項」として記載
※ 次頁に参考事例を記載
- ② 関連計画との整合性を図りつつ、PDCAサイクルに基づいたフォローアップ体制を検討
- ③ 推進計画の見直し時期を明記
※ 次頁に参考事例を記載

- 〈活用できる既往の資料〉
- 総合計画
 - 都市計画マスタープラン
 - 立地適正化計画
 - 市町村地域防災計画
- など

作業のポイント

- ✓ 今後のフォローアップで解消をめざす積み残し課題として、「今後さらに検討が必要な事項」を記載することを心がけましょう。
- ✓ 進捗状況の確認時期や計画の見直しなど協議会の開催予定等について明記しましょう。
- ✓ 整合性を図る観点から、関連計画の見直し時期は意識しておきましょう。

《参考》 今後さらに検討が必要な事項の事例（静岡市）

静岡市では、計画で整理した事業・事務のみでは、解消できない課題についても明記しており、その課題を解消するために行うべき取組について「今後さらに検討が必要な事項」として明記しています。

第7章 推進計画実現に向けた今後の進め方

本章では本計画の推進にあたって、今後さらに検討が必要な事項及び今後の計画の見直しについて示します。

7.1. 今後さらに検討が必要な事項

計画の推進は行政だけでなく、自助・共助を促進し、市民、地域（自主防災組織）、事業者と一体となって津波防災地域づくりを行っていきます。

また、本計画は既存の地震・津波被害想定や都市災害要因調査などをと、沿岸部の各地域の現状や関連計画を踏まえながら策定しました。今後の地震・津波対策の進捗や地域の土地利用の変化、また関連計画の修正などを踏まえた上で定期的に計画を見直す体制づくりが必要不可欠です。

そして、本計画で整理した事業・事務のみでは、まだ解消できない課題が少なからずあります。したがって、計画策定以降においても、残った課題を少しでも解消できるよう事業・事務の拡充を行っていきます。

7.1.1. 自助・共助の促進

本計画では、各事業・事務の整理にあたって、市民、地域（自主防災組織）、事業者、行政がそれぞれ果たす役割について示しました。「静岡市いのおちを守る防災・減災の推進に関する条例」にも、自助・共助・公助が連携して、対策に取り組む必要があるとしています。自助・共助を推進するため、市では、津波災害リスクや避難に関する情報の周知と、市民、地域、事業者の自主的な活動への支援を続けていきます。また、「情報の周知」については、ワークショップ等の市民が主体的に参加できるような方法についても検討していきます。

7.1.2. 関連計画との整合

本計画は、上位計画である「第3次静岡市総合計画」、「静岡市地域防災計画」、「静岡市都市計画マスタープラン」との整合を図り策定しました。警戒避難体制の整備については「静岡市地域防災計画」の津波避難に関する方針や目標、土地利用については「静岡市都市計画マスタープラン」の土地利用の基本方針と整合を図りながら、基本的な考え方を示しました。

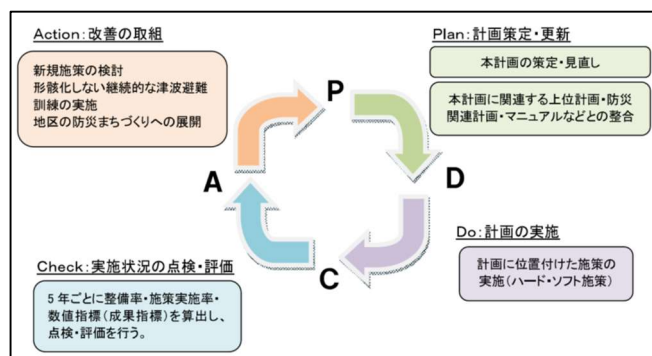
なお、土地利用の考え方については、関連計画である「静岡市立地適正化計画」や平成29年策定予定の「静岡市防災都市づくり計画」と相互に整合を図り、「安心・安全な暮らしと、活気・賑わいを醸成するまちづくり」を推進していきます。

86

推進計画における今後さらに検討が必要な事項（静岡市）

《参考》 フォローアップ体制の事例（浜松市）

浜松市では、5年ごとに整備率・施策実施率・数値指標（成果指標）による施策の進捗管理を行うとともに、更新時期を、「新たな被害想定・シミュレーション結果などの公表時や施策に関する新たな方向性が示された時」、「総合計画、実施計画、都市計画マスタープラン等の浜松市における上位・関連計画などの更新・作成時」としてしています。



推進計画におけるフォローアップ体制図（浜松市）

第4章 推進計画の議論・調整・決定

第3章で作成した推進計画の案を協議会において、議論、調整していき、了承を受けた後に公表していきます。

第1節 協議会（作業部会）の設立・運営

法に基づく協議会は、メンバーが津波防災の課題を共有し、その解決のための施策を議論し、その実施や計画のフォローアップに関わっていくことが求められます。そのためには、津波防災地域づくりの議論が十分行われるよう、地域の実情に応じた各分野を代表するメンバーの参加が重要となります。地方公共団体の内部でも、防災部局だけではなく、まちづくり等を管轄する幅広い部局からの参加が望まれます。

(1) 協議会の設置

協議会の設置に当たっては、すでにある各種法定協議会を活用することはもちろんのこと、防災対策基本法に基づく地域防災会議やすでに設置している協議会・委員会等を活用することも可能です。また、同時並行で検討がなされている関連計画の協議会の構成員を登用し、検討の効率化・深度化を図ることも考えられます。

この場合、構成員の選定が短時間で済むとともに、特に地域の防災について詳細に議論している協議会等であれば、推進計画の策定に当たっても円滑な会議進行が可能と考えられます。

(2) 協議会構成員の選定

協議会の議論を活発にするためにも、地域の実情に応じた構成員を選定することが重要です。また、協議会構成員には、それぞれの期待される役割について認識してもらいようにすることが重要です。

なお、既に設置されている会議に構成員を追加することにより、本法に基づく法定協議会としての機能を付加することも可能です。

以下に主要な構成員（自治体によっては計画作成担当となる部署も含む）と期待される役割を記します。

表 6 推進計画作成において想定される関係主体

	主要な構成員	期待される役割
庁外機関	国・都道府県の沿岸部の施設整備・管理担当部局	・海岸・河川・漁港・港湾施設等の整備方針と推進計画との整合性をチェック
	学識経験者	・意見の取りまとめ（コーディネーター） ・提案や技術的助言（アドバイザー）
	地域の代表者等（自治会、NPO 法人、男女共同参画推進団体など）	・地域の安全・安心の向上、地域の発展の展望等に意見
	商工会議所	・沿岸部に集積する産業を守る視点で、推進計画の内容に意見
庁内機関	危機管理部局（主務部局となっていた実績あり）	・地域防災計画や津波防災に関する計画等と推進計画との整合性をチェック
	都市計画部局（主務部局となっていた実績あり）	・市町村マスタープランや立地適正化計画等の関連計画と推進計画との整合性をチェック
	企画部局	・総合計画と推進計画との整合性をチェック
	津波防災地域づくりに関係すると思われる、産業振興担当部局や沿岸部の施設整備・管理担当部局	・当該部局で担当する事業と推進計画との整合性をチェック

① 国・都道府県

国・都道府県の選定のポイント

- ✓ 事業・事務を実施する海岸、河川、漁港、港湾等施設の整備、管理を担当している部署を選定
- ✓ 構成員への参加の協力を得ることが難しい場合には、当該法律に基づく協議会の趣旨を説明し、再度協力を要請、もしくは基礎編第3章で紹介した国の支援（デリバリー型サポート等）の活用を検討

② 学識経験者

学識経験者の選定のポイント

- ✓ 津波防災、土木、都市計画等を専攻
- ✓ コーディネーター、アドバイザーとしての役割
- ✓ 関連計画の委員会で委員を経験している方が有効

③ 地域の住民代表者等

住民代表者等の選定のポイント

- ✓ 地域の防災活動に精通（自治会など）
- ✓ 多様な視点の確保（男女共同参画推進団体など）
- ✓ 地域の産業に精通（商工会議所など）

④ 庁内機関

庁内機関の選定のポイント

- ✓ 推進計画に記載する事業・事務を担当する部局
- ✓ 関連計画の作成を担当した（している）部局

(3) 作業部会の設置 <任意>

推進計画の作成を進める上で、関係機関の間で、事業・事務など調整すべき事項が多くあります。そのため、協議会の開催前に調整を行う作業部会（関係機関担当者で構成）を別途設置することが有効となる場合があります。作業部会で事前に調整をすることで、行政の構成員による内容確認を減らすことができ、これにより、学識経験者・住民代表等の発言機会を増やし、充実した議論が行われることが期待されます。

作業部会の設置のポイント

- ✓ 計画に記載する事業・事務の調整など、調整が難航しそうな場合には、庁内外問わずに関係機関の担当者を選定し、議論を重ねることが効果的

(4) 協議会の運営

協議会において、推進計画の案に対する意見を聴取し、意見については、必要に応じて反映し、最終的には協議会から推進計画の案の了承を得ることになります。

協議会は開催回数や開催時間が限定的となることから、課題整理や目標設定など論点を明確にし、協議会資料を作成する必要があります。

協議会における議論に対する構成員の理解増進、議論の活発化を図るため、論点を明らかにした上で、協議会開催前に構成員に協議会資料を送付することを心がけましょう。

また、津波防災地域づくりに対する地域住民等の関心を高める観点から、協議会を公開とする等の対応も考えられます。協議会での協議内容は、ホームページでの情報発信、自治会を通じた回覧等を通じ、地域住民等に広く周知する工夫も重要です。

協議会の運営のポイント

- ✓ 論点を明確にし、構成員にとって分かりやすい資料づくり
- ✓ 構成員の理解増進、協議会の議論の活性化のため、構成員へ資料を事前送付
- ✓ 協議会の公開等により、協議内容を地域へ広く周知する工夫

表 7 協議内容等の例（浜松市）

回	協議内容等
第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進計画の策定の目的 ・ 第4次地震被害想定概要 ・ 沿岸域の特性 ・ これまでの市の津波対策 ・ 検討方法の基本的な考え方 等
第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沿岸域防潮堤等の現場見学 ・ 脆弱性評価結果と課題抽出 ・ 推進計画の骨子(案) 等
第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハード・ソフト総合施策案や計画素案
第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進計画案

(浜松市ホームページをもとに作成)

第2節. 住民等の意見聴取

協議会では、地域代表等の構成員から意見を聴取できますが、地域住民から広く意見を募る場合には別途意見聴取を行う必要があります。以下に地域住民からの意見聴取方法の概要を示します。

表 8 意見聴取方法の概要

意見聴取方法	概要	メリット・デメリット
パブリックコメント	推進計画案を市町村 HP で公表および公共施設に配架して、意見を聴取する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ メリット ・市町村内外から多くの人の意見を聴取できる。 ■ デメリット ・意見の投稿は自由であるため、意見が比較的集まりにくい。 ・津波防災などの行政施策に関心が低い人の意見を聴取しにくい。
Web アンケート	Web アンケート会社に登録しているモニターを対象として、意見を聴取する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ メリット ・アンケート回答者数が比較的集まりやすく、関心が低い人も含んで、意見を聴取できる。 ■ デメリット ・アンケート会社に委託するため、費用を要する。
住民説明会	地域住民に説明した上で、意見交換会もしくはアンケートなどで意見を聴取する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ メリット ・地域住民から直接意見を聴取できる。 ■ デメリット ・説明会の開催にあたり、参加者数を確保しにくい。 ・参加者が自主防災組織や自治会等に偏る傾向がある。
住民ワークショップ	津波防災地域づくりをテーマに参加者にグループワークをしてもらい、事業・事務や今後の地域づくり等に対する地域住民の意見を聴取する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ メリット ・津波防災地域づくりについて、深く理解してもらった上で、意見を聴取できる。 ・グループワークのテーマを調整することで、重点的に聴取する項目を設定できる。 ■ デメリット ・多人数から意見を聴取しにくい。

《参考》 住民説明会の例（浜松市）

推進計画素案に基づき住民への説明会を実施したところ、説明会には地域住民のおよそ 650 名が参加し、意見交換が行われ、推進計画の内容に地域住民の意見を反映した。

第3節. 推進計画の公表

推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表します。公表に当たっては、計画の内容をわかりやすく示すよう配慮し、市町村の広報、インターネット等を活用し十分に周知されるよう努めましょう。

また、作成した推進計画の写しを国土交通大臣、都道府県及び関係管理者等をはじめとする事業・事務の実施主体に書面で送付して下さい。なお、国土交通省、都道府県が事業・事務の実施主体となっている場合には、事業・事務の実施主体としての送付とは別途、国土交通大臣（総合政策局社会資本整備政策課）、都道府県への送付が必要となりますので、ご注意下さい。

なお、推進計画を変更した際の扱いも、上記に準ずることとします。

【国土交通省総合政策局社会資本整備政策課 送付先】

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

中央合同庁舎3号館3階

国土交通省 総合政策局社会資本整備政策課

津波防災地域づくり法 担当あて

(※ 電話番号：03-5253-8111（省代表）)

第5章 推進計画作成後の各事業・事務の進捗状況の把握

推進計画作成後は、記載された事業・事務等について、PDCAサイクルに基づいたフォローアップが必要です。

(1) 事業・事務の進捗状況のモニタリング

事業・事務の進捗状況を把握する方法として、調査票の配付等による把握も考えられますが、進捗状況の認識を深めるためにも、事業・事務担当者を集めた進捗報告会を定期的に行うことが望ましいです。

(2) 推進計画の見直し

地域の取り巻く環境の変化に応じて、計画を適宜見直していきます。環境の変化としては、他の関連計画の改定による方針の変更、計画予定段階であった事業・事務の具体化等が考えられます。

第6章 よくある質問

Q. 都道府県の担当者に参加要請をしているのですが、参加してくれません。何かよい方法はないですか？

A. 津波法第11条2項2条において、市町村は都道府県含む協議会を組織することが“できる”ことが明記されています。その条文を用いて、再度協力の要請、もしくは基礎編第3章で紹介した国の支援（デリバリー型サポート等）の活用を検討してください。

デリバリー型サポート：基礎編第3章（1） P16

都道府県への参加要請：実践編第4章第1節（2） P35

Q. 関係主体と事業・事務の記載の確認をしたところ、提案した多くの事業・事務の記載の調整がつきませんでした。何かよい方法はないですか？

A. 計画予定段階の事業・事務については、推進計画における記載を避けられる可能性があります。「検討中」と明示するなど、推進計画への記載の工夫をしましょう。また、今後のさらに検討する事項として計画で明示することも検討しましょう。

事業・事務の調整：実践編第3章第4節 P30

今後さらに検討が必要な事項：実践編第3章第5節 P32

Q. 推進計画の記載事項について、国や都道府県が事業主体のものも書き込むようですが、記載された場合、国・都道府県はその通りに実施しなければなりませんか？

A. 推進計画に記載したモニタリング方法により、進捗状況を把握していくことになります。事業・事務の進捗については、地域の取り巻く環境に影響されることから、当初の予定と異なる場合には、実態に合うよう計画の見直しの検討を行ってください。

フォローアップ体制の構築：実践編第3章第5節 P32

事業・事務の進捗状況の把握：実践編第5章 P41

Q. 推進計画に位置付けた事業・事務の進捗管理はどのようにするとよいですか？

A. 事業・事務の進捗状況を把握する方法としては、調査票の配付や定期的な進捗報告会を行うことが考えられます。また、進捗管理を行う上で、数値目標を定めることでモニタリングしやすくなるため、出来るだけ設定してもらうように心がけましょう。

フォローアップ体制の構築：実践編第3章第5節 P32

事業・事務の進捗状況の把握：実践編第5章 P41

Q. 推進計画の見直しは作成後、どれくらいの頻度で見直しをすればよいですか？

A. 推進計画の見直しに関する規定はありません。既作成市町村では下記の観点で見直し期間が設定されています。

- ・事業・事務の進捗が見られる短期・中期・長期の節目
- ・関連計画の改定
- ・津波災害（特別）警戒区域の指定 など

フォローアップ体制の構築：実践編第3章第5節 P32

Q. 推進計画は他の計画と一体的に作成することは可能ですか？

A. 地方公共団体における総合計画を含め、関連する他の計画と推進計画とで、記載事項が共通し（推進計画の計画区域は必ず記載いただく必要があります）、かつ、各法令等に定める所定の手続を踏んでいただければ、両者を一体として作成することが可能です。これにより計画間での内容の整合が自ずと図られるとともに、市町村担当者の計画作成に係る事務負担の軽減にもつながります。詳細は実践編第3章（2）「既往の計画の活用・関連計画の同時作成による作業の効率化」をご参照ください。